

第 7 2 号議案

中間市水道事業給水条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 1 月 2 5 日提出

中間市長 福田 浩

中間市水道事業給水条例の一部を改正する条例

中間市水道事業給水条例（昭和34年中間市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において管理者が他の市町村長（水道事業の管理者を含む。）から法第16条の2第1項の規定による指定を受けた者に給水装置工事を施行させる必要があると認めるときは、この限りでない。

第11条第2項中「前項の規定により指定給水装置工事事業者が」を「指定給水装置工事事業者及び前項ただし書に規定する者（以下この条において「指定給水装置工事事業者等」という。）は、」に改め、同条第3項中「第1項の規定により」を「指定給水装置工事事業者等が」に、「者に対し、当該工事」を「ときは、当該給水装置工事」に改め、同条第4項中「指定給水装置工事事業者」を「指定給水装置工事事業者等」に改める。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

中間市水道事業給水条例新旧対照表

改正後	改正前
(工事の施行) 第11条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の規定により指定した者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。<u>ただし、災害その他非常の場合において管理者が他の市町村長（水道事業の管理者を含む。）から法第16条の2第1項の規定による指定を受けた者に給水装置工事を施行させる必要があると認めるときは、この限りでない。</u> 2 <u>指定給水装置工事事業者及び前項ただし書に規定する者（以下この条において「指定給水装置工事事業者等」という。）は、給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。</u> 3 管理者は、<u>指定給水装置工事事業者等が給水装置工事を施行しようとするときは、当該給水装置工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。</u> 4 <u>指定給水装置工事事業者等に関する事項については、別に管理者が定める。</u>	(工事の施行) 第11条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の規定により指定した者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。 2 <u>前項の規定により指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。</u> 3 管理者は、<u>第1項の規定により給水装置工事を施行しようとする者に対し、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。</u> 4 <u>指定給水装置工事事業者に関する事項については、別に管理者が定める。</u>